

## 納税が困難なときは



新型コロナウイルス感染症のほか、病気や失業、事業の廃止、経営不振など、やむを得ない事情で、納期限内の納付が困難な方には、徴収を猶予する制度があります。納期限が過ぎる前に、ご相談ください。  
※虚偽の申し出をしたときや、納付計画が不履行になったときは、滞納処分の対象になります。

## コンビニやスマホでも

全国のコンビニエンスストアで、いつでも市税を納付することができます。

また、今年からスマートフォン決済で、納税ができるようになりました。専用のアプリで納付書に印字されているバーコードを読み取ると、アプリに登録した金融機関の口座やチャージ（入金）した残高から納付ができるサービスです。

詳しくは、市ホームページをご覧ください。

### 利用可能なスマートフォン決済の種類

- ・LINE Pay
- ・PayB
- ・楽天銀行
- ・PayPay
- ・au PAY
- ・銀行Pay  
(ゆうちょPay など)



**滞納には延滞金を加算**  
納期限内に納付した方との公平性を保つため、納期限を過ぎた納付に  
ほとんどの方が納期限までに税金を自主的に納めている一方で、さまざまな理由で滞納している方がいます。市では、納期限内に納付した方との公平性を確保するため、納付できる資力がありながら、納税しない滞納者には、徹底した財産調査をし、判明した財産を差し押さえています。

**滞納者の財産を差し押さえ**

# 納税は期限内に

## 12月は「税込確保重点月間」

市民税や固定資産税、軽自動車税といった市税は、市のまちづくりや福祉、教育を支える貴重な財源です。納税は口座振替やコンビニエンスストア、スマートフォンなどでできます。必ず収めるべき期限（納期限）までに納付してください。

◆問合せ 税務課（市役所内線237、238）



## Q&A

税務課によく寄せられる質問を紹介します。

**Q** 5月に軽自動車を廃車しましたが、納税通知書が届きました。納税しないといけないですか。

**A** 納税する必要があります。

軽自動車税（種別割）は、毎年4月1日現在の所有者（使用者）に対して課税されます。そのため、4月2日以降に廃車・譲渡しても、年間分の税金を納める必要があります。使用月数に応じて課税したり、還付したりすることはありません。一方で、4月2日以降の登録車両については、登録した年の軽自動車税（種別割）はかかりません。

車両を手放すときは、右表の窓口で手続きが必要です。手続きを怠ると、課税されますので注意してください。



車両の種類	手続き・問合せ
① 原動機付自転車（125cc以下） 小型特殊自動車（農耕作業用、フォークリフトなど）	市役所税務課 ☎22-3111（内線379）
② 軽自動車（三輪・四輪） 二輪の被けん引車（ポートルレーラーなど）	軽自動車検査協会兵庫事務所 （神戸市東灘区御影本町1-5-5） ☎050-3816-1847
③ 軽二輪（125cc超250cc以下） 二輪の小型自動車（250cc超）	近畿運輸局神戸運輸監理部兵庫陸運部 （神戸市東灘区魚崎浜町34-2） ☎050-5540-2066

②、③については、西脇多可自家用自動車協会（西脇市西脇1240）が、手続きを代行することができます（別途手数料が必要）。  
◆問合せ 西脇多可自家用自動車協会（☎22-2753）

※軽自動車税は原動機付自転車、小型特殊自動車（農耕作業用、フォークリフトなど）、軽自動車（三輪・四輪）、軽二輪、二輪の小型自動車などにかかります。

**相続時は手続きが必要**  
納税者が亡くなった場合は手続きが必要で、借金などと同様に、民法により、死亡者の税金は配偶者や子などの相続人へ引き継がれます。手続きや納税をしないと、相続人の財産が差し押さえなどの滞納処分を受けることとなります。  
相続人は死亡者名義の不動産の所有権移転や、軽自動車などの名義変更

### 納税は便利な口座振替で

納税には便利な口座振替をご利用ください。申し込みは金融機関窓口や市役所税務課でできます。通帳と銀行届出印、納税通知書を持参してください。一度登録すると、翌年度以降は自動的に指定の口座から引き落としされます。

更または廃車手続きをする必要があります。相続しない場合、相続開始があったことを知ったときから3カ月以内に、家庭裁判所で相続放棄の手続きが必要です。有益な財産のみを相続することはできません。

### ◆滞納処分の流れ

- ① 納期限を過ぎ、20日以内に納付がない場合は、督促状を送付します。さらに10日を過ぎると、滞納処分の対象になります。
- ② 催告書などで滞納を知らせます。予告なく、滞納処分をすることもあります。
- ③ 金融機関や勤務先などで財産（預貯金や給与、年金、生命保険、不動産、自動車など）の調査をします。
- ④ 滞納者の財産を差し押さえます。
- ⑤ 差し押さえた財産を売り、滞納市税に充てます。

### ◆差し押さえ件数と徴収額

財産種別	平成30年度	令和元年度
預貯金	156件	213件
国税還付金	48件	27件
不動産	3件	2件
自動車・軽自動車・動産	4件	4件
生命保険	15件	13件
給与	15件	25件
年金	6件	8件
出資金など	57件	65件
合計	304件	357件
徴収額	46,746,482円	43,590,851円